

ひょうご原発避難者損害賠償請求訴訟

公正な判決を求める署名

神戸地方裁判所 第2民事部合議C係 御中

2011年（平成23年）3月11日発生の福島第一原子力発電所の事故のため、東日本に広範にわたる放射性汚染をもたらし、住民の平穏な生活が突如として破壊されました。避難指示区域の住民は、生まれ育ったふるさとからの移転を強制され、それ以外の区域の人たちは、避難するかどうか、困難な選択を迫られました。避難指示区域であってもなくとも、避難を余儀なくされた人々は、友人、近所の人達、仕事先の仲間との絆が分断され、大切な家族との別居を余儀なくされ、心安らかに暮らすことができた日常を踏みにじられたのです。

すでに原発事故が発生してから10年以上経過していますが、友人との分断、家族との別居等の事態は現在も継続しています。また、原告の中には、時間が経てば経つほど心身ともに疲弊し、精神的に追い込まれた人、別居が続く生活に耐えられず家族という形で破壊された人、慣れ親しんだ職を失い経済的にも困窮する人もいます。原告一人ひとりの声に耳を傾ければ、原発事故による被害は、10年以上経過した現在でも継続し、むしろその被害は大きなものとなっています。

ひとたび原発事故が起きれば、放射線の恐怖から、子や自分たちの被爆を避けたいと考えるのは当たり前のことです。原発事故が起これば誰にでも生じうる被害として、今なお苦しみ続けているそれぞれの原告の切実な訴えに耳を傾け、考えてほしいのです。

裁判所におかれでは、なすべき措置を講じなかった国と東電の責任を認めた上で、原告らをはじめとする原発事故によって避難を余儀なくされた人々の命と暮らしに向き合い、避難区域内外にかかわらず原告らの当然の権利として避難の権利を認める公正な判決を出されるよう要請します。

名 前	住 所

呼びかけ 原発避難者賠償ひょうご訴訟原告団／ぽかぽか★サポートチーム
原発事故被災者支援兵庫弁護団

集約先 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル10F
神戸合同法律事務所 FAX 078-371-0175



第1次集約 2023年4月末まで、第2次集約 2023年7月末まで、上記集約先までご協力お願いします。
(連絡先 ぽかぽか★サポートチーム 080-1458-5327)